

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル
運営等事業

募集要項

令和 5 年 11 月

(令和 5 年 12 月 15 日更新)

国土交通省 中部地方整備局

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 本事業の選定に関する事項	2
2.1 本事業の内容に関する事項	2
2.2 特定事業の選定方法に関する事項	8
3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
3.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	9
3.2 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項	9
3.3 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項	10
3.4 優先交渉権者選定後の手続	13
3.5 応募に関する留意事項	14
4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
4.1 民間事業者の責任の明確化に関する事項	16
4.2 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	16
4.3 業績等の監視に関する事項	17
5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
5.1 本事業の事業場所	18
5.2 本事業の対象施設	18
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
6.1 本事業の継続が困難となった場合の措置	20
6.2 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	20
7. 提出書類	21
7.1 資料の貸与に関する書類	21
7.2 質問書	21
7.3 提案書の受付時における提出書類	21
8. その他	23
8.1 本事業に関する事項	23
8.2 情報提供	23

募集要項

- 別紙 1 サービス購入料の算定及び支払い方法
- 別紙 2 需要変動に基づく調整
- 別紙 3 業績等の監視及び改善要求措置要領

資料 1：実施契約書（案）

- 別紙 1 契約金額の内訳
- 別紙 2 定義集
- 別紙 3 事業日程
- 別紙 4 業務委託・請負先
- 別紙 5 保険
- 別紙 6 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 別紙 7 任意事業・業務の実施に関する協定（任意事業・業務協定）の概要
- 別紙 8 需要変動に基づく調整
- 別紙 9 サービス購入料の算定及び支払方法

資料 2：基本協定書（案）

- 別紙 1 設立時の出資者
- 別紙 2 増資計画書の様式
- 別紙 3 出資者誓約書の様式
- 別紙 4 道路占用許可申請書（案）

資料 3：要求水準書

- 添付資料 1 法令並びに適用基準等一覧
- 添付資料 2 近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等
- 添付資料 3 道路区域図
- 添付資料 4 設計・施工工事区分表
- 添付資料 5 外構施設範囲図
- 添付資料 6 特定車両停留施設 開業時間・警備箇所対応図
- 添付資料 7 備蓄品リスト
- 添付資料 8 利便施設の範囲
- 添付資料 9 維持管理・運営体制の参考図
- 添付資料 10 情報提供施設設置箇所

資料 4：様式集及び記載要領

資料 5：事業者選定基準

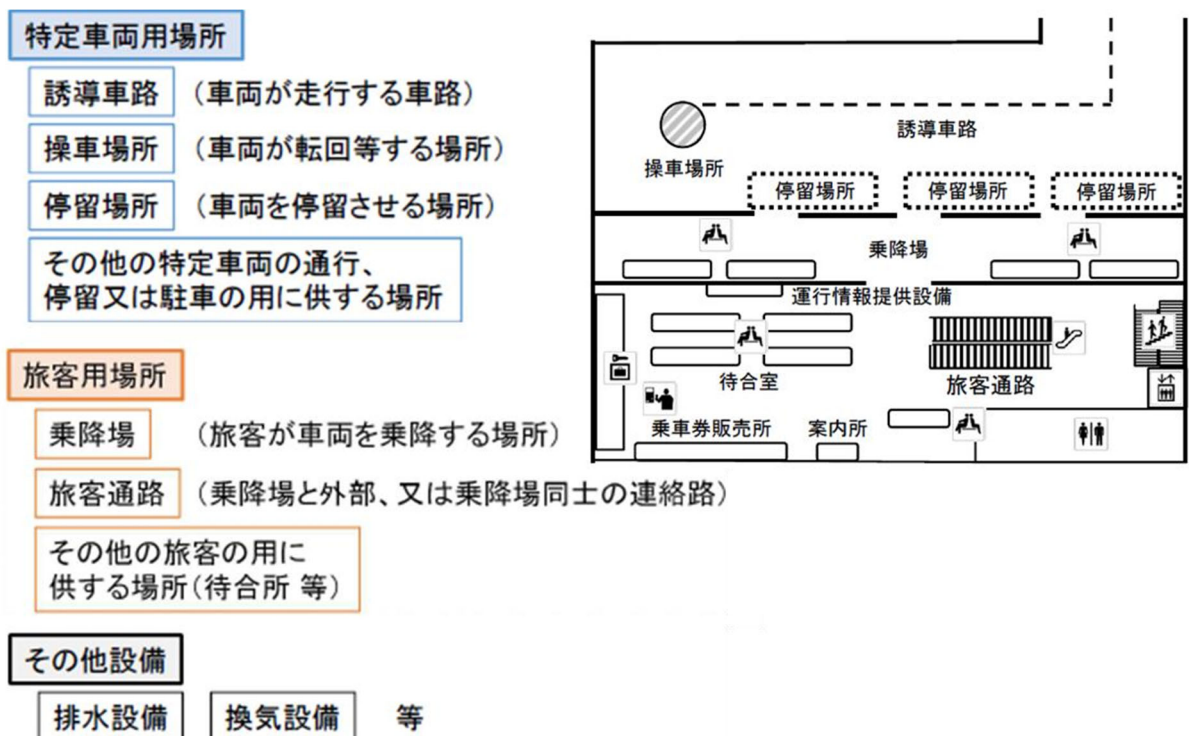
用語の定義

用語	定義
本事業	「一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成する事業をいう。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下、「PFI 法」という。）に基づく特定事業の対象とし、開業準備は、PFI 法に基づく特定事業の対象外とする。
開業準備	本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備、計画書等の作成及びその関連業務をいう。
バスターミナル運営等事業	本事業のうち、バスターミナルの特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
利便増進事業	本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用負担により実施する事業をいう。
開業準備期間	優先交渉権者が開業準備を実施する内装整備、計画書等の作成及びその関連業務の期間をいい、基本協定の締結日から、実施契約締結日の前日までの期間をいう。
運営権存続期間	事業者が運営権に基づきバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間をいい、実施契約に基づく効力発生日を始期とし、当該効力発生日の 30 年後の応当日の属する事業年度の前年度の末日を終期とする期間をいう。
事業期間	開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の期間をいう。
ECI 事業	「一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業」において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」（以下、「品確法」という。）に基づく「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」により実施する「一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」及び「一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務」をいう。
バスターミナル	特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペース、自転車置場・自転車道を含む道路で構成する施設をいう。
特定車両停留施設	「道路法（昭和 27 年法律第 180 号）」第 2 条第 2 項第 8 号の道路の附属物に該当する施設をいう。 バス・タクシー等の事業者専用の停留施設であり、道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。 本事業では近鉄四日市駅方面へ接続する駅前デッキ、東西の交通島を立体横断する東西間デッキ、バスシェルター、旅客の用に供する建築物による施設であり、特定車両用場所、旅客用場所（利便施設含む）、その他設備及び施設特有の機能で構成される。
運営権設定対象施設	バスターミナル内の施設のうち、運営権を設定する施設をいう。本事業では特定車両停留施設のうち、本事業の運営権設定対象外施設（5.2 本事業の対象施設 表 5 本事業の運営権設定対象外施設）を除く全ての施設とする。
特定車両用場所	特定車両停留施設のうち、誘導車路、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のに供する場所をいう。
旅客用場所	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客用通路、その他の旅客の用に供する場所をいう。乗降場、旅客用通路、その他の旅客の用に供する場所で構成される。
その他設備	特定車両停留施設に設置される排水設備、換気設備等の設備機器等をいう。
利便施設	旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用負担により運営等を行う道路占用物をいう。
設計・施工関与	バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する事業者として、ECI 事業にて実施するバスターミナルの設計図書等の内容確認、施工段階の内容確認、設計協議会・現場定例会等への参加や意見、提案を行うことをいう。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。
内装整備	特定車両停留施設に入居する事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者が運営を実施するにあたり、C 工事（利便機能を対象）として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理をいう。

用語	定義
応募者	本事業に応募する民間事業者をいう。
優先交渉権者	有識者等委員会による審査を受け、国により選定された民間事業者をいう。
事業者	本事業に関して、国との間で実施契約を締結した優先交渉権者をいう。ただし、本募集要項において、その内容が開業準備期間及び運営権存続期間双方に該当する場合には、優先交渉権者を含む用語として用いるものとする。
SPC	本事業の実施のみを目的として設立された特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
バス運行事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者をいう。
バス事業者	特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者をいう。特定車両停留施設テナントとして入居する。
販わい施設事業者	利便施設として、飲食・物販施設（店舗）を運営する民間事業者をいう。特定車両停留施設テナントとして入居する。
タクシー事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者をいう。
国	国土交通省中部地方整備局をいう。
市	四日市市をいう。
運営権	運営権設定対象施設を対象として優先交渉権者に対して設定する公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項で定義するものをいう。）をいう。
大規模修繕	以下に記載の内容をいう。本事業の対象外とする。 （土木）：舗装の補修（オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法）、区画線・標識等の修繕。 （建築）：建築の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕。 （電気）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕。 （機械）：機器、配管の全面的な更新を行う修繕。
総括代理人	本事業の総括を行う者をいう。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する。
中央通り再編関係者調整会議	市の中央通りや近鉄四日市駅及び JR 四日市駅の駅前広場整備その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者、交通関係者、商工関係者、市民および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行うことを目的とした会議をいう。事務局は市である。なお、中央通り再編にかかるデザインの検討を行うデザインワーキンググループを同会議内に設置している。
近鉄四日市駅バスターミナル検討部会	有識者、交通関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の具体化を図ることを目的とした会議をいう。事務局は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び市である。
近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画	近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針を踏まえ、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会において検討し、国・三重県・市が策定した、バスターミナルの基本目標、区域・施設配置の概要、整備効果等についてとりまとめた整備計画をいう。
中央通り再編基本計画	近鉄四日市駅及び JR 四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積による『居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの形成』に向けて、中央通り再編関係者調整会議において検討し、市が策定した近鉄四日市駅周辺等整備事業の推進を図る基本計画をいう。
近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する技術協力業務	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事を行うため、品確法に基づく「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」で市が発注した業務をいう。 バスターミナルは同事業の駅東側直線デッキ・駅東側円形デッキと接続する。

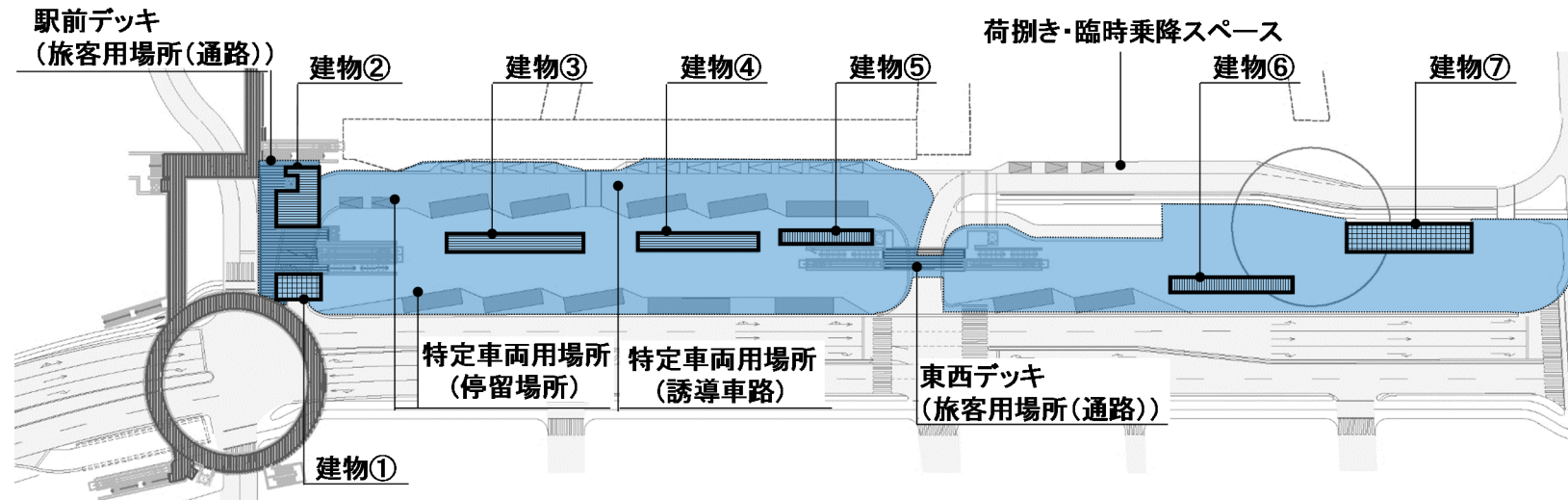
用語	定義
地下駐車場	本事業地の地下に設置されているくすの木パーキングをいう。バスターミナル内には地下への車両進入路が設置される他、歩行者用の階段やエレベーターが設置される。地下駐車場への地下進入路は本事業の対象外である。
観光案内所	バスターミナル内の施設に入居する観光案内を行う場所をいう。本事業とは別途、市もしくは四日市観光協会が直接内装整備及び運営・維持管理を行う。
実施方針等	主に実施方針と要求水準書で構成される一式資料をいう。実施方針は、実施方針及び別紙 1 リスク分担表、様式 1 実施方針等に関する質問書・意見書、様式 2 個別対話申込書、参考資料 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画より構成される。要求水準書は、要求水準書及び添付資料 1～10 より構成される。

特定車両停留施設については、以下も参照すること。



※出典：令和 2 年度道路法改正内容説明会 資料を一部加筆修正

■用語の定義（イメージ図）



区域	特定車両停留施設
施設	旅客用場所（その他の旅客の用に供する場所）と施設特有の機能（公益・防災）との併用施設：建物⑤、建物⑥
施設	利便施設と旅客用場所（その他の旅客の用に供する場所）の併用施設：建物②、建物③、建物④
施設	利便施設と施設特有の機能（公益・防災）との併用施設：建物①、建物⑦

1. はじめに

国は、近鉄四日市駅周辺において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した本事業を実施する能力を有する民間事業者として「一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業実施契約（以下「実施契約」という。）」の締結を優先的に交渉する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者に対して運営権を設定するとともに、本事業を実施することを計画している。

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、国が本事業の提案に係る募集を行い、本事業の優先交渉権者の選定（以下「本募集」という。）に適用するものである。なお、募集要項は、募集要項の公表日から実施契約の締結日までに適用し、また締結日以降も、実施契約の関係当事者を拘束する。

(1) 募集要項の公表日

令和 5 年 11 月 10 日

(2) 契約担当官等

中部地方整備局長 佐藤 寿延

(3) 担当部局

国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路計画課

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号（名古屋合同庁舎第 2 号館内）

TEL：052-953-8168 ※なお、電話での直接問い合わせは受け付けない。

Email：cbr-bstpfi@gxb.mlit.go.jp

本募集において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

株式会社 建設技術研究所

シティユーワ法律事務所

株式会社 コスモ鑑定コンサルタント

永井公認会計士事務所

(4) 募集要項等

募集要項等とは、募集要項及び以下の資料 1~5 の書類（これらに、補足資料及びホームページへの掲載により公表した質問回答書、その他これらに関して国が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。募集要項等は、応募者が提案書類を作成するに当たっての前提条件であり、募集要項、資料 1 実施契約書（案）、資料 2 基本協定書（案）及び資料 3 要求水準書は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表又は配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

資料 1 実施契約書（案）

資料 2 基本協定書（案）

資料 3 要求水準書

資料 4 様式集及び記載要領

資料 5 事業者選定基準

なお、募集要項等と一般国道 1 号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業実施方針（令和 5 年 6 月 14 日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内

容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針によることとする。

2. 本事業の選定に関する事項

2.1 本事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

- ・道路法上の道路の附属物（特定車両停留施設）
- ・道路法上の道路（運営権設定対象施設として特定車両停留施設と一体で設定する道路）

(3) 公共施設等の管理者

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 中部地方整備局長 佐藤 寿延）

(4) 事業目的

バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う集約型公共交通ターミナル（バスタ）の整備・マネジメントを行い、地域における課題を解決するとともに、みち・えき・まちが一体となった新たな空間を官民連携により創出して、道路ネットワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組として現在国土交通省で推進している事業である。

本事業の対象である近鉄四日市駅周辺では、基盤整備・まちづくりについて、これまで市により中心市街地における望ましい交通結節点の在り方について官民連携で検討が行われ、平成30年12月に「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」が策定されている。

このような状況を踏まえ、国土交通省ではバスタプロジェクトとして近鉄四日市駅周辺における交通結節機能の強化や公共交通等の利便性向上を図るため、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」を策定し、関係機関との調整を行い機能配置、デザイン検討、運用方法等の具体化を図ってきた。

本事業は、これらの検討を踏まえ国が整備する近鉄四日市駅周辺における交通結節点（バスターミナル）について、優先交渉権者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、交通結節点であるバスターミナルの効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則及び要項等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて、適宜適用するものとする。

なお、関係法令等は全て最新のものを適用すること。

詳細については、要求水準書を参照すること。

(6) 事業期間

事業期間は、優先交渉権者が開業準備を実施する「開業準備期間」と、事業者が運営権に基づいてバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する「運営権存続期間」で構成される。

開業準備期間は、基本協定の締結日から実施契約締結日の開始日の前日までとする。また、運営権存続期間は、実施契約に基づく効力発生日を始期とし、当該効力発生日の 30 年後の応当日の属する事業年度の前年度の末日を終期とする。

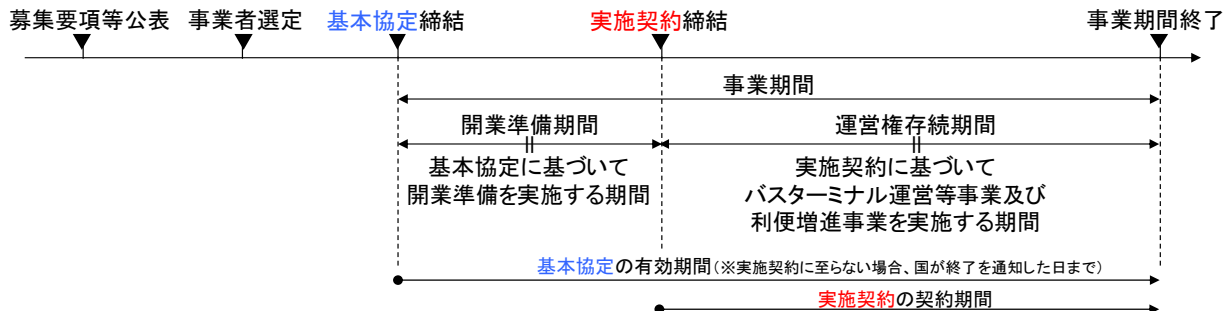


図 1 事業スケジュール

(7) 事業方式

本事業では、近鉄四日市駅前のバスターミナル主要部を道路法上の特定車両停留施設として整備後、バスターミナル運営等事業については国が運営権設定対象施設について優先交渉権者に対して運営権を設定し、国と優先交渉権者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者が、バス運行事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する方式とする。

なお、本事業のバスターミナルの設計・施工は、ECI 事業にて行われるが、優先交渉権者の立場から ECI 事業におけるバスターミナル全般への設計・施工に関与でき、国に意見、提案ができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。その他、優先交渉権者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者が自らの責任と費用負担により運営する施設の内装整備を行うものとする。

(8) 事業者の収入

1) 停留料金の設定及び収受

事業者は、道路法第 48 条の 35 第 2 項に基づき、自らの経営判断により、以下の条件を充足する範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定する。

- ・ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- ・ 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類の車両を同時に 2 両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

なお、事業者は、運営権の設定後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金の設定について、国に届出を行うこと。

国は、道路法第 48 条の 42 第 1 項に基づき、事業者が届け出た停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、国が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じる。

2) その他の利用料金の設定及び収受

事業者は、利便施設の利用、又は運営権設定対象施設の一時的な利用に係る料金については、法令等上、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら自由に利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

(9) 費用負担

本事業の実施にあたり、国の負担を要する場合については、提案時に事業者が提示する提案額をサービス購入料として国が負担することとする。ただし、サービス購入料の提案額については、上限額（842,600 千円）を超えてはならないものとする。

なお、利便増進事業については、事業者が自らの責任と費用負担により実施するものとする。

また、サービス購入料については ECI 事業への設計・施工関与を踏まえ、当初提案価格を上限として実施契約締結時の協議により見直しを行うことがある。

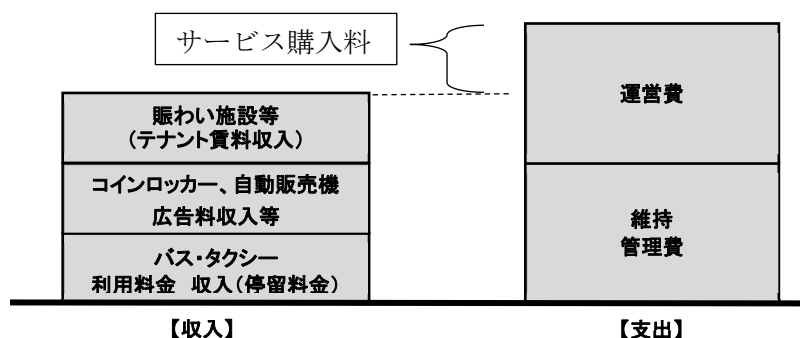


図2 サービス購入料の構成のイメージ

(10) 事業者による運営の結果生じる収益等の帰属

各年度の利便施設の運営により得た収入のうち、国と事業者で合意する各年度の目標収入を上回る場合については、当初の事業者提案収入に対し一定の範囲内であれば事業者へ帰属、それを超える部分については一定の割合等を定めて国へ帰属させるものとする（プロフィットシェア）。また、目標収入を下回る場合についても、一定の範囲内であれば事業者の負担、それを超える部分については一定の割合等を定めて国が負担するものとする（ロスシェア）。これらの範囲については、開業後の運営状況を踏まえ、開業後5年以内に、国と事業者と協議を行い、導入を検討する。

導入する場合、毎年度の想定収入が毎年度の目標収入を上回る場合について、差異の範囲は15%を目安とし、目標収入（黒字側）を超えた部分の国への帰属割合は2分の1を目安とする。下回る場合についても、差異の範囲は15%を目安とし、目標収入（赤字側）を超えた部分の国の負担割合は2分の1を目安とする。導入後、事業者により適切な経費支出が行われているか、毎年提出される財務関係書類をもとに監視を行うものとする。なお、導入後も帰属割合や差異の範囲は、必要に応じて国と事業者が協議を行うものとする。詳細は、実施契約書（案）を参照すること。

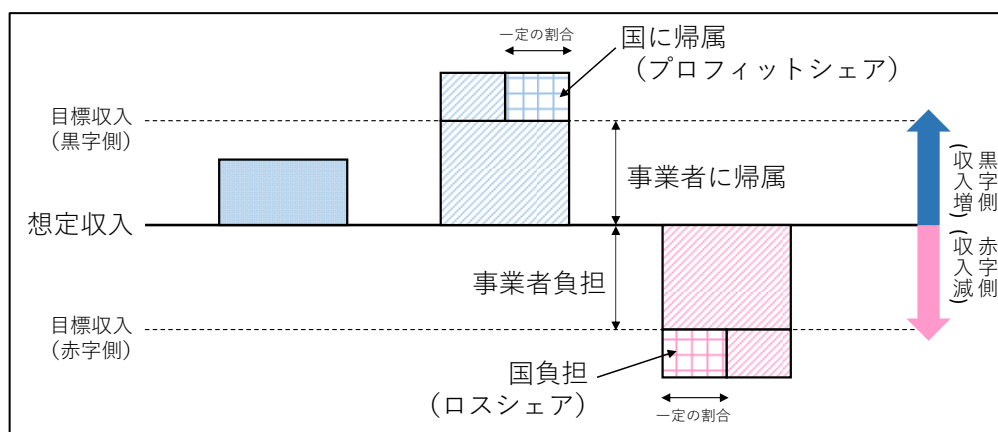


図3 プロフィット・ロスシェアリングのイメージ

(11) 事業範囲

本事業の範囲は、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業とする。

バスターミナル運営等事業及び利便増進事業は、PFI 法に基づく特定事業の対象とする。
開業準備は、PFI 法に基づく特定事業の対象外であり、国と優先交渉権者との間で締結する基本協定に基づき実施する。

1) 開業準備

- ・優先交渉権者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者は、テナント入居するために必要となる、内装整備及びその関連業務を行う。
- (※) 本事業では、特定車両停留施設の建築本体の工事（以下、「A 工事」という。）及び A 工事に対する追加変更工事（以下、「B 工事」という。）は国が ECI 事業にて設計・施工する。
- ・優先交渉権者は、【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」に従い、内装整備及び什器・備品の設置を行うこと。A 工事及び B 工事以外の工事（以下、「C 工事」という。）について、利便機能は自らの費用負担で設計・施工するものとする。
- ・優先交渉権者は、バスターミナル運営等事業の実施にあたり、ECI 事業の設計・施工に関与でき、国に意見、提案ができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。

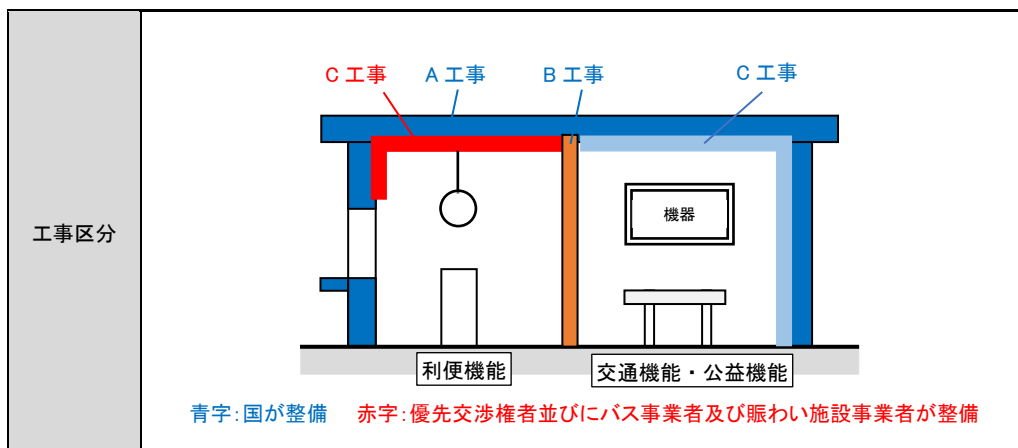


図 4 工事区分のイメージ

2) バスターミナル運営等事業

① 維持管理業務

- ・建築物点検保守管理業務
- ・建築設備点検保守管理業務（バス管制設備を含む）
- ・車路点検保守管理業務
- ・外構施設点検保守管理業務
- ・什器・備品維持管理業務
- ・警備業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・経常修繕業務
- ・交通事故復旧業務
- ・設備等更新業務（事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者の追加整備部分）

※大規模修繕は業務の対象外とする

② 運営業務

- ・運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）

- ・料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・安全対策業務
- ・利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・主催業務
- ・誘致業務
- ・デジタル化対応業務
- ・危機管理対応業務
- ・バス便・タクシーの移行調整業務（会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・その他関連業務（供用約款の策定、広報活動、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」及び「中央通り再編関係者調整会議」への参加、近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加、連絡協議会の実施等）

3) 利便増進事業

事業者及び賑わい施設事業者は、本事業の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負う。なお、事業者は利便施設の運営等の実施にあたり、ECI事業の設計・施工に関与できる。

また、事業者及び賑わい施設事業者は、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用負担により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・利便施設の運営
- ・事業者が任意で行う事業・業務

なお、占用料は0円とする。

(12) 荷捌き・臨時バス乗降スペースの取扱い

平時の荷捌き・臨時バス乗降スペースは、荷捌きを目的として市が運用する。ただし、災害発生時等の緊急時においては、国及び事業者が必要に応じて臨時のバス乗降スペースとして使用することができる。荷捌き・臨時バス乗降スペースの緊急時の運用の詳細については、国、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(13) 要求水準書の体系

国は、事業者によって適切な維持管理が実施されること、安全なバスターミナル運営を行うことが確保されること及び事業継続が確保されることを目的として要求水準を定める。

ただし、事業者が提案した事業計画の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

(14) 事業者が取得する権利

運営事業開始日までに事業者は特定車両停留施設の運営権を取得する。

(15) 更新投資の取扱い

事業者は、運営権設定対象施設について、運営権存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用負担により、運営権設定対象施設の更新投資をすることができる。ただし、更新投資は、特定車両停留施設としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、更新投資によって修繕され、又は新たに設けられた部分は、特定車両停留施設との一体性が認められる対象については、投資完了後に国の保有資産とし、運営権設定対象施設に含まれ、運営権の効果が及ぶものとする。それ以外の追加投資の対象については、事業者の保有資産とする。

(16) 計画及び報告

1) 計画

事業者は、本事業について、開業準備期間を含め維持管理・運営事業の期間全体に係る事業計画の他、1年度ごとの計画を作成し、国に提出すること。

計画においては、安全性及び運営の安定性の確保を含めるものとする。事業者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

2) 報告

事業者は、事業期間中、要求水準書に定める報告書等を作成し、国に提出すること。

(17) 運営権対価の支払い

本事業に係る運営権の設定に対する対価は0円とする。

(18) 特定車両停留施設に停留できる車両の種類（予定）

特定車両停留施設に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（タクシー等）

(19) 本事業の実施に関する協定等

国は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の1)及び2)に掲げる協定等を締結する。

1) 基本協定

国は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。詳細は基本協定書（案）を参照すること。

2) 実施契約

国は、基本協定の定めるところにより、優先交渉権者との間で実施契約を締結する予定である。事業者は、当該実施契約に基づいてバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する。詳細は実施契約書（案）を参照すること。

(20) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりとする。

1) 事業終了時の水準

事業者は、運営権存続期間中の維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で運営権設定対象施設を維持していなければならない。なお、運営権存続期間終了日の約4年前から運営権設定対象施設のうち、維持管理業務及び運営業務の対象である施設に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を国に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

2) 運営権

事業期間終了時に事業者に設定されている運営権は消滅する。

3) 事業者の資産等

事業期間終了時又はそれ以降の国が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第三者への譲渡を含む。）することとする。ただし、国又は国の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、国又は国の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

4) 業務の引継ぎ

国又は国が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、国又は国が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

2.2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

国は、本事業を PFI 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同事業を PFI 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

国は、本事業を PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、ホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国は、本事業を特定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の提示を通じて募集し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。

3.2 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、「2.1.(11)事業範囲」に掲げる業務を実施する予定の単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成する応募グループとする。
- イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」（SPC に出資する企業）又は「協力企業」（SPC に出資しない企業）という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあっては、構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、代表企業を除く構成企業及び協力企業は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を代表企業へ提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ウ SPC を設立する場合、応募企業又は構成企業は、事業者に出資して事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）すべての割当てを受けるものとする。なお、代表企業の本議決権株式保有割合が株主中唯一最大となるようにし、事業期間が終了するまで維持するものとする。
- エ SPC を設立する場合、本事業に係る業務は、SPC から応募企業、構成企業又は協力企業に委託するものとし、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。
- オ 応募企業、構成企業又は協力企業は、運営業務のうちの「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち供用約款の策定」について、再委託できないものとする。
- カ 提案書の提出以降、代表企業の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は構成企業が以下に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成企業を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、国に速やかに通知しなければならない。

(2) 応募者に共通の参加資格

- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- イ PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 中部地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 令和 4・5・6 年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、

「役務の提供等」に登録され、競争参加資格を有する者、又は、「バスターミナル若しくは駐車場」の「維持管理実績若しくは運営実績」を有する者であること。なお、前述の実績がなく、「役務の提供等」に登録していない者にあつては、実施契約の締結までに「役務の提供等」に登録しておくこと。

キ 本事業の選定に関連する公募アドバイザー又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において関連のある者でないこと。

ク 有識者等委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面等において関連のある者でないこと。

(3) 各業務に携わる企業に求める要件

1) 維持管理業務に携わる企業

維持管理業務を実施する者は、次のア又はイの要件を満たすこと。なお、調整マネジメント業務（維持管理）のみを実施する者はこの限りでなく、「3.2.(2)応募者に共通の参加資格」を満たすこと。

ア 「バスターミナル若しくは駐車場」の維持管理実績を有する者であること。

イ 維持管理業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、いずれかの企業が上記の要件を満たしていること。

2) 運営業務に携わる企業

運営業務を実施する者は、次のア又はイの要件を満たすこと。なお、調整マネジメント業務（運営業務）のみを実施する者はこの限りでなく、「3.2.(2)応募者に共通の参加資格」を満たすこと。

ア 「バスターミナル若しくは駐車場」の運営実績を有する者であること。

イ 運営業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、いずれかの企業が上記の要件を満たしていること。

3) 利便増進事業に携わる企業

応募者を構成する企業のうち利便増進事業を実施する者は、「3.2.(2)応募者に共通の参加資格」を満たすこと。

3.3 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項

国は、以下の手順により、優先交渉権者を選定する。

(1) 募集スケジュール（予定）

募集要項等の公表後、バスターミナル運営等事業開始日に至るまでのスケジュールは概ね次のとおりである。

表1 今後のスケジュール

スケジュール（予定）	内容
令和5年11月10日	募集要項等の公表・交付
令和5年11月10日～11月24日	募集要項等に関する質問受付
令和5年12月8日	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和6年2月5日	提案書提出期限
令和6年2月～3月頃	プレゼンテーションの実施
令和6年3月頃	審査結果（優先交渉権者）の公表
令和6年3月頃	基本協定の締結
令和8年度（予定）	運営権の設定
令和8年度（予定）	実施契約の締結

(2) 有識者等委員会の設置

国は、優先交渉権者の選定にあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等からなる有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、有識者等委員会から事業者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

1) 質問の受付

国は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

受付期間：令和 5 年 11 月 10 日（金）10:00～11 月 24 日（金）12:00（必着）

土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。

提出先：1.(3)に示す担当部局

提出方法：募集要項等に関する質問の内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める「(様式 4) 質問書」に記入し、1.(3)の担当部局へ電子メールにより送信すること。

また、質問を公表された場合に質問を提出した者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。

なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

2) 回答の公表

国は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。募集要項等の内容に関する質問に対する回答は、すべて公表するものとする。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

なお、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。

回答公表予定日：令和 5 年 12 月 8 日（金）

(4) 提示資料の貸与等

1) 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

本事業において貸与資料の貸与を受ける者は、「様式集」に従い、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 1）及び貸与資料申込書（様式 2）を作成し、提出しなければならない。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、各審査において開示される資料の守秘義務を含む。

受付期間：令和 5 年 11 月 10 日（金）～令和 6 年 1 月 29 日（月）（必着）

提出先：1.(3)に示す担当部局

提出方法：「(様式 1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」及び「(様式 2) 貸与資料申込書」を作成し、封書に「一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 守秘義務の遵守に関する誓約書 在中」と記入の上で、1.(3)の担当部局へ簡易書留により郵送すること。

貸与方法：貸与資料については、担当部局が守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 1）及び貸与資料申込書（様式 2）を受領後、担当部局から簡易書留により郵送する。

貸与形態：紙媒体

貸与資料：貸与資料 1 現状の年間停留料金の合計

2) 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、貸与資料を適切に管理しなければならない。

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、提案書類を提出しないことが明らかになった時点又は提案書提出期限のいずれか早い時点で責任をもって守秘義務対象開示資料（守秘義務対象開示資料の印刷物等を含む。）を破棄し、破棄完了後、様式集及び記載要領に定める破棄義務の遵守に関する報告書（様式 3）を作成し、封書に「一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 破棄義務の遵守に関する報告書 在中」と記入の上で、1.(3)の担当部局へ簡易書留により郵送すること。

(5) 補足資料の公表等

国は、募集要項等を補足するための資料（以下「補足資料」という。）を公表又は貸与することができる。

補足資料を公表する場合は、ホームページにて行い、守秘義務の遵守に関する誓約書提出者に対してのみ貸与する場合は、紙媒体により行うものとする。

(6) 提案書等の受付

本事業の応募者は、参加資格の確認及び提案書に必要な書類を、以下の要領で提出すること。

受付期間：令和 6 年 2 月 5 日（月）12:00（必着）

土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。

提出先：1.(3)に示す担当部局

提出方法：郵送または持参すること。

(7) 優先交渉権者選定の方法

1) 選定方法の概要

優先交渉権者には、バスターミナルの維持管理・運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、優先交渉権者の選定にあたっては、企画競争により事業提案の評価を行う。

また、優先交渉権者の選定にあたっては、応募者の参加資格及び実績等の有無を判断する資格審査と、応募者の提出する提案書の評価を行う提案審査により行う。

なお、資格審査は応募者が募集要項に定める必要な要件を満たすかを判断するものであり、資格審査の結果は提案審査に影響しないこととする。

詳細は、事業者選定基準を参照すること。

2) 事業者選定の体制

国は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等からなる有識者等委員会を設置する。有識者等委員会は、各応募者からの提案に対する評価案を国に報告し、国はこれを受けて、応募者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

表 2 有識者等委員会の委員

氏名	所属
大島 嘉秋	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
熊田 均	熊田法律事務所 弁護士
鈴木 崇児	中京大学経済学部 教授
松本 幸正	名城大学理工学部 教授

（五十音順、敬称略）

3) 書類の審査

a) 資格審査

応募者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていない項目があれば失格とする。

b) 提案審査

① 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を満たしているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を満たしていない場合は失格とする。

なお、要求水準とは「一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業要求水準書」に定める要求水準をいう。

② 事業提案審査

要求水準を満たすことが確認された応募者の事業提案について、有識者等委員会における審査を行う。有識者等委員会における審査では、資料 5 事業者選定基準に基づく書類審査に加え、応募者によるプレゼンテーションの機会を設け、提案内容の確認を行い審査する。プレゼンテーション実施日等の詳細については、該当者に別途通知する。

c) 優先交渉権者の選定

国は、有識者等委員会の審査を受け、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。なお、評価点が同点の場合は、資料 5 事業者選定基準に基づき、本事業の実施で重要と考える評価項目の合計点が高い応募者を優先交渉権者として選定する。これによりなお同点となった場合には、くじにより優先交渉権者を選定する。

d) 審査結果の公表

国は、審査の結果及び審査の評価の過程について、優先交渉権者を選定後速やかに、ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(8) 審査結果の通知

国は、審査の結果を、応募者に通知する。

3.4 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づき、速やかに国と本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結しなければならない。なお、国は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) 提案概要書の公表

優先交渉権者は、提案審査書類の概要について、基本協定の締結後速やかに、応募企業又は応募グループ（代表企業）のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(3) SPC の設立等

優先交渉権者は、基本協定締結後、実施契約を締結するまでに、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施のみを事業目的とする SPC を設立することを基本とする。

なお、優先交渉権者となった応募企業が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 直近 3 期が債務超過でないこと。

イ 経常収支が 3 期連続で赤字でないこと。

ウ 優先交渉権者となった応募企業が本事業の基本協定締結後、毎年度公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告できること。

(4) 優先交渉権者による開業準備行為

優先交渉権者は、SPC を設立する場合の設立準備や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた開業準備行為を実施すること。

(5) 運営権の設定

国は、開業準備の完了後、優先交渉権者に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、優先交渉権者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。

なお、国は、運営権を設定したときは、PFI 法第 19 第条 3 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 実施契約の締結

基本協定に従い、国と優先交渉権者は、バスターミナル運営等事業、利便増進事業について包括的かつ詳細に規定する実施契約を締結する。なお、国は、実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。ただし、ECI 事業の設計・施工関与を踏まえた実施契約書（案）の修正について、優先交渉権者から申し出があった場合は協議の上で見直しを行うことがある。

なお、国は、実施契約を締結したときは、PFI 法第 15 条第 3 項及び第 22 条第 2 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) バスターミナル運営等事業の開始

事業者は、実施契約に定めるバスターミナル運営等事業開始日に維持管理・運営事業を開始する。なお、運営権対価は 0 円のため、国に対する払い込みは必要ない。

3.5 応募に関する留意事項

(1) 契約保証金の納付

本契約に係る契約保証金は免除する。

(2) 応募の前提

1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

2) 応募に伴う費用の負担

提案書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

3) 書面主義

本募集に関して国に対して行うすべての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なるときは日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

4) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(3) 応募者の提出する提案書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

(4) 提出書類の取り扱い

1) 著作権

提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。国は原則として提出された提案書を審査以外の目的で使用しない。ただし、本事業において国が必要と認める場合は、個人情報等

の適正な取扱いをし、国は事業提案書の一部又は全部を無償で使用（公表することを含む。）できるものとする。特定された者以外の提案書は、審査終了後に速やかに裁断処理する。

なお、提出された提案書については返却しない。

2) 特許権等

提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

3) 提案書類の公開について

国は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。なお、応募者は、提案書類を公表された場合に応募者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

4) 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

5) 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、各審査段階において国に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負う。

6) その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者において処理するものとし、国は一切の責を負わないものとする。

(5) 国からの提示資料の取扱い

国が提供する資料は、本募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「3.2 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 国の許可なく、本事業の選定に関し、三重県、市の職員に接触したとき
- ⑥ 本事業の選定に関し、有識者等委員会の委員又は有識者等委員会の委員が属する法人に働きかけをしたとき
- ⑦ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑧ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑨ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑩ 2通以上の提案書類を提出したとき
- ⑪ 有識者等委員会の委員及び公募アドバイザーへ接触したとき
- ⑫ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 民間事業者の責任の明確化に関する事項

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業では、民間事業者の自主性と創意工夫が発揮されるように、停留料金等の収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスクは、原則、事業者が負担することを基本とする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国がリスクを負うものとする。

(2) 想定されるリスクと費用分担

本事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担の詳細は、実施契約書（案）において示す。

(3) 要求する性能等

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を行うものとする。なお、本事業において実施する各業務の満たすべき水準その他事項の詳細は、要求水準書において示す。

(4) 業務の履行の検査

国は、バスターミナル運営等事業について会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の規定に基づく検査を年1回（年度末）行う。国は、上記の検査の結果、運営権設定対象施設が実施契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもってバスターミナル運営等事業のサービス購入料を支払う。

4.2 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡等

事業者は、国の事前の承認を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について、国との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分（SPCを設立する場合）

事業者は、以下1)の手続きに従って本議決権株式及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下2)の手続きに従って事業者の責により行うものとし、国は原則として関与しないものとする。

1) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の承認を受ける必要がある。事業者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国の事前の承認を受ける必要がある。

国は、本議決権株式の譲受人が、基本協定に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国に対して提出しなければならない。

2) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

4.3 業績等の監視に関する事項

事業者が基本協定及び実施契約に定められた事項を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、国による業績等の監視を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。

業績等の監視の具体的な方法等は、別紙3 業績等の監視及び改善要求措置要領に示す。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1 本事業の事業場所

本事業の事業場所に関する概要は、下表のとおりである。

表 3 バスターミナルの計画概要

① 事業名称	一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町
③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 7,600 m ² 延べ面積：約 720 m ²
④ 整備事業区分	道路事業（国道）
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他
⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）
⑦ バース数（予定）	12 バース （バスターミナル西島の 10 バースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 バースは主に高速バス等の乗り入れを想定）
⑧ 建物構造	鉄骨造
⑨ 階数、高さ	階数：地上 1 階（一部 2 階）

5.2 本事業の対象施設

本事業の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

事業者が整備する施設の詳細については、要求水準書を参照すること。

表 4 本事業の運営権設定対象施設

施設区分	施設名称		施設詳細	該当建物
特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの	
	旅客用 場所	乗降場	乗降場 バスシェルター	
		旅客用 通路	エレベーター 3 基 エスカレーター 4 基 デッキ本体・シェルター エレベーター・エスカレーター・階段上の シェルター	
		その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 自動発券機 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公衆無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ ③⑥ — ⑥ ⑥ —
			利便施設	飲食・物販施設（店舗） 自動販売機
	その他設備		執務室 電気設備	③

		空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯（市整備以外）	
	施設特有の機能	備品倉庫（防災倉庫は調整中）	⑤

※ECI 事業等の状況により変更となる場合がある。

表 5 本事業の運営権設定対象外施設

施設区分	施設名称		施設詳細	該当建物
特定車両 停留施設	旅客用 場所	旅客用 通路	エレベーター（駅側のデッキ、北側に位置するもの） 1 基	
	施設特有の機能		既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化 広場（東島の広場のうち、サークル部） 照明柱（市整備）	
			観光案内所（※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）	①

※ECI 事業等の状況により変更となる場合がある。

表 6 本事業の建物（案）

建物番号	内容	面積
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）	約 40 m ²
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²
③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²
④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²
⑤	便所、備品倉庫（防災倉庫は調整中）	約 70 m ²
⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²
⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	約 180 m ²
合計		約 720 m ²

※ECI 事業等の状況により変更となる場合がある。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり基本協定又は実施契約（以下、本項において「実施契約等」という。）を終了するものとする。この場合、事業者は、実施契約等の定めるところにより、国又は国が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、「2.1(20)事業期間終了時の取扱い」と同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

(1) 国の事由により本事業の継続が困難となった場合

国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は実施契約等を解除できるものとする。この場合、国は実施契約等の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(2) 事業者の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが実施契約等に定める要求水準を下回る場合、その他実施契約等に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、国は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかったときは、国は実施契約等を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約等に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、国は実施契約等を解除できるものとする。

上記の規定により、国が実施契約等を解除した場合は、実施契約等の定めるところにより、国は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

6.2 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

国及び事業者は、実施契約等に具体的に列挙した事由に対して、実施契約等に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

7. 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集及び作成要領を参照のこと。

7.1 資料の貸与に関する書類

守秘義務の遵守に関する誓約書	様式 1
貸与資料申込書	様式 2
破棄義務の遵守に関する報告書	様式 3

7.2 質問書

質問書	様式 4
-----	------

7.3 提案書の受付時における提出書類

(1) 応募書類

参加表明書	様式 5
応募者の名称等	様式 6
委任状	様式 7
サービス購入料提案書	様式 8
要求水準書に関する確認書	様式 9

(2) 資格審査及び提案審査に関する書類

1) 資格審査書類

参加資格要件確認申請書	
a 参加資格要件確認申請書（応募企業及び応募グループの代表企業用）	様式 10-①
b 参加資格要件確認申請書（代表企業以外の構成企業及び協力企業用）	様式 10-②
実績を証する書類	様式 11
添付資料提出確認書	様式 12

2) 提案審査書類

実施方針及び実施体制	
・ 事業実施方針・体制	様式 13-A-1
・ リスク管理・対応	様式 13-A-2
資金調達・収支計画	様式 13-B-1
開業準備	
・ 設計・施工関与	様式 13-C-1
・ 内装整備等	様式 13-C-2
維持管理業務	
・ 点検保守管理・清掃	様式 13-D-1
・ 警備	様式 13-D-2
・ 経常修繕・交通事故復旧・設備等更新	様式 13-D-3
運営業務	
・ 運行管理・安全対策・利用者対応	様式 13-E-1
・ 主催・誘致・デジタル化対応	様式 13-E-2
・ 危機管理対応	様式 13-E-3
・ 広報活動・エリアマネジメントへの参加	様式 13-E-4
利便増進事業	様式 13-F-1

資金調達計画	様式 14-A
資金収支計画表	様式 14-B
見積書（初期投資費）	様式 14-C
見積書（年次計画表）	様式 14-D
見積書（維持管理・運営費等の内訳表）	様式 14-E
事業スケジュール表	様式 15

8. その他

8.1 本事業に関する事項

(1) 本募集及び特定事業の選定の取消し

国は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、国は、その旨をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

8.2 情報提供

本事業に関する情報提供は、中部地方整備局ホームページを通じて適宜行う。

(https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/index.htm)